

## 随意契約理由書

1 業務名	システム管理業務（2019年度）
2 業者名	阪神高速技研（株）
3	

本業務は、①「阪神高速クラウドサービスの提供」（阪神高速グループネットワークを通じ、機材の購入やシステムを構築することなくソフトウェアなどをサービスとして利用すること）②「総合情報システム及び部門システム」（阪神高速道路㈱ネットワーク内に設置している端末管理、ネットワーク基盤及び入退室管理システムなど全社員に関係するシステム）について、安定的な運用・維持・管理作業を行い、併せて障害対応及び各種調整作業等を行うものである。

本業務における当該サービス提供及びシステム群は構築過程の異なる各種システムがグループネットワーク上に共存していることから、その独自の構造及び関連する実務について精通していることが求められる。

また、当社の意図を的確かつ迅速に反映しつつ、阪神高速グループネットワーク内の監視を行い、システム群が継続的かつ安定的に稼働する管理水準を確保できることが契約相手方に求められる要件となる。

阪神高速技研㈱は、当社の経営戦略及び方針に基づき、グループ会社として当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、各種システム環境の構築と管理を継続して担ってきた。したがって同社は、運用に関するノウハウを有し、当該システム群を継続して安定的に稼働させることができる唯一の者であると認められる。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とする。

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。